ホ　小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあっては、入所定員を十人とすることができるものとすること。

ヘ　小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

十八　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注４の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)　次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

(2)　加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の㈠から㈢までに掲げる基準に適合すること。

㈠　一階に設けること。

㈡　一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

㈢　必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3)　便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4)　重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5)　重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6)　重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(7)　重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8)　当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

ロ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

㈠　重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

㈡　浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

㈢　重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

㈣　重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

㈤　重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

㈥　重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設に設置するものとすること。

㈦　重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

㈧　重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

㈨　重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

㈩　重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2)　当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

十九　入所給付費単位数表第２の２の注１の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　原則として、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（障害児入所給付費単位数表第２の２の注１に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ　自活訓練加算の対象となる障害児の病室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合すること。

(1)　原則として個室とすること。

(2)　通常の家庭生活に必要な設備を設けること。

二十　入所給付費単位数表第２の５の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ　設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

ハ　保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ　加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。

ホ　小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあっては、入所定員を十人とすることができるものとすること。

ヘ　小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。